



島根県報

平成22年7月27日（火）

第2,208号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定（2件）	（ " ）	4
都市計画事業の変更の認可	（都 市 計 画 課）	5

【公 告】

特定非営利活動法人の合併の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	5
特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	6

告 示**島根県告示第483号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成22年 7 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532-2	浜田市原井町908-28	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年 7 月 1 日

島根県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 7 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 内藤 美雄 安来市島田町1543番地
 石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
 石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地2
 原田 義久 安来市植田町907番地
 木戸 芳己 安来市安来町452番地
 大櫃 和則 安来市東赤江町338番地
 加賀 秀夫 安来市赤江町1654番地1
 仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地
 仲井 邦義 安来市利弘町516番地
 谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
 河津 幸栄 安来市宇賀荘町1068番地
 岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
 荒川 貞則 安来市広瀬町西比田412番地
 小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地2
 井上 峯雄 安来市伯太町安田538番地
 吉川 孝 安来市伯太町西母里1560番地2
 遠藤 丈夫 安来市伯太町日次450番地3

監事

田邊 博理 安来市広瀬町東比田1030番地
小枝 稔 安来市吉佐町292番地
林 有一 安来市下吉田町99番地
小松原勝之 安来市伯太町東母里96番地 1

2 就任年月日

平成22年 7 月 2 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

内藤 美雄 安来市島田町1543番地
石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
須山奈良喜 安来市伯太町東母里812番地
原田 義久 安来市植田町907番地
木戸 誠 安来市安来町473番地
池田 禎人 安来市赤江町773番地
大櫃 和則 安来市東赤江町338番地
仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地
仲井 邦義 安来市利弘町516番地
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
河津 幸栄 安来市宇賀荘町1068番地
須山 盛義 安来市広瀬町広瀬260番地
荒川 貞則 安来市広瀬町西比田412番地
小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2
宮本 利男 安来市伯太町安田529番地
岩田 義則 安来市伯太町井尻941番地
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2

監事

古曳 慶憲 安来市西松井町522番地
小松原 紘 安来市伯太町安田中675番地
加賀 秀夫 安来市赤江町1654番地 1
田邊 博理 安来市広瀬町東比田1030番地

島根県告示第485号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町河内1301- 1、1303- 1、1303- 2、1304- 1、1304- 2、1305- 1、1305- 2、1306- 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年7月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町一窪田字土井ノ上3479-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年7月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町一窪田字カナラ3468-58

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画公園事業4・4・2号西新町公園

3 事業施行期間

平成21年4月17日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年島根県告示第325号の事業地に出雲市西新町2丁目の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成22年4月30日

2 合併後の特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なごみの里

3 代表者の氏名

柴田 久美子

4 主たる事務所の所在地

島根県江津市松川町市村68番地

5 従たる事務所の所在地

島根県出雲市高松町1589番地10

6 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、障がい者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、また、障がい者の就労の機会を提

供する。全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、合併趣旨書、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎2階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成22年7月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月22日から12月21日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月1日から11月19日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
松江市	9月1日	10時から15時30分まで	松江市役所
	9月2日	9時30分から15時30分まで	
	9月3日	10時から12時まで	
	9月6日から7日まで	10時から15時まで	
	9月8日から9日まで	10時から15時30分まで	
	9月13日	10時から15時30分まで	
	9月14日	10時から15時まで	
	9月15日	10時から15時30分まで	
	9月16日	10時から14時まで	

	9月27日から10月1日	10時から15時30分まで	
	10月4日から8日まで	10時から15時30分まで	
	10月12日から15日まで	10時から15時30分まで	
美郷町	10月26日	11時から16時まで	美郷町役場
	10月27日	10時から16時まで	
	10月28日	10時から10時30分まで	
川本町	10月28日	13時30分から15時30分まで	川本町役場
	10月29日	10時から12時まで	
大田市	11月9日	10時から16時まで	大田市役所
	11月10日	10時から15時30分まで	
	11月11日	10時から15時まで	
	11月12日	9時30分から14時30分まで	
	11月15日	10時30分から15時30分まで	
	11月16日	10時から16時まで	
	11月17日	9時30分から16時まで	
	11月18日	10時から15時30分まで	
	11月19日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。